

平成 29 年 12 月 5 日

各 位

会 社 名 株式会社 西 京 銀 行
代 表 者 名 取締役頭取 平岡 英雄
問 合 せ 先 常務取締役
総合企画部長 松岡 健
(TEL 0834-22-7668)

普通株主に対する新株予約権（非上場）の無償割当て
及び平成 30 年 3 月期 配当予想の修正に関するお知らせ

当行は、本日開催の取締役会において、普通株主に対する新株予約権（非上場）の無償割当て（以下「本新株予約権無償割当て」という。）を行うこと、及び平成 29 年 5 月 11 日の決算発表時に公表しました平成 30 年 3 月期の期末配当予想について修正することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

【普通株主に対する新株予約権（非上場型）の無償割当てについて】

1. 本新株予約権無償割当ての概要

(1) 無償割当ての方法

平成 29 年 12 月 31 日を基準日とし、当該基準日における当行の最終の株主名簿に記載又は記録された当行以外の当行普通株式の株主（以下「普通株主」という。）に対して、その保有する当行普通株式 1 株につき 1 個の割合で、株式会社西京銀行第 1 回新株予約権（以下「本新株予約権」という。）を新株予約権無償割当て（会社法第 277 条）の方法により割り当てます。

(2) 本新株予約権の内容等

①	本新株予約権の名称	株式会社西京銀行第 1 回新株予約権
②	本新株予約権の目的となる株式の種類及び株数	本新株予約権 1 個当たり、当行普通株式 1 株
③	発行される本新株予約権の総数	103, 176, 774 個 上記新株予約権の総数は、当行の平成 29 年 12 月 4 日現在の当行の発行済普通株式総数 103, 176, 774 株（当行が保有する当行普通株式の数を除きます。）を基準として算出した見込み数です。
④	本新株予約権 1 個の行使に際して出資される財産の価額（行使価額）	本新株予約権 1 個当たり 489 円
⑤	本新株予約権の行使期間	平成 30 年 1 月 29 日から平成 30 年 3 月 23 日まで

⑥	本新株予約権の行使の条件	<p>(i) 1個の本新株予約権をさらに分割して行使することはできないものとします。</p> <p>(ii) 本新株予約権者が複数個の本新株予約権を保有する場合、本新株予約権者はその保有する本新株予約権の全部又は一部を行使することができます。ただし、本新株予約権者がその保有する複数個の本新株予約権の一部のみ行使した場合、当該行使時点をもって、未行使の本新株予約権全部を放棄したものとみなし、未行使の当該本新株予約権は、当該行使時点後一切行使ができなくなるものとします。</p> <p>(iii) 行使を行った後の保有株式数が1,000株単位とならない場合、当該1,000株未満の株式は単元未満株式となり、議決権が制限されます。なお、単元未満株主は、当行株式に関して以下のいずれかの請求を行うことができます。</p> <p>(ア) 当行に対し、会社法第192条に基づいてその保有する単元未満株式を買い取ることを請求し、これを売却することができます。</p> <p>(イ) 当行に対し、会社法第194条第1項及び当行の定款の規定に基づいてその保有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求し、これを買増すことができます。</p>
⑦	その他	その他の詳細は、(別紙)株式会社西京銀行第1回新株予約権発行要項をご覧ください。

2. 本新株予約権無償割当ての目的等

(1) 資金調達の目的

当行は、バーゼルⅢに基づく国内基準のもとでの十分な自己資本比率を確保し、また自己資本の増強及び財務基盤の強化を図り、安定的な収益基盤の向上を目指すという方針に基づき、内部留保の蓄積とともに自己資本の充実策を検討してまいりました。当行のように国内業務のみを行う銀行等(国内基準行)の単体自己資本比率の最低水準は4%ですが、国際業務を行う銀行等(国際基準行)の単体総自己資本比率の最低水準は8%となっており、国際業務を営む銀行と同じ市場で競合する現状においては、国内基準行の当行においても単体自己資本比率(国内基準)において8%を維持していく必要があると考えております。当行の平成29年9月末の単体自己資本比率は8.87%であり、8%を維持しておりますが、当行の安定的な収益基盤の向上を目指すためには、山口県を中心とした地元の個人及び事業者のお客様への資金需要に積極的に応えることにより、地域経済及び中小事業者さまの安定的発展に貢献していくことが不可欠であると認識しており、引続き増加が想定される貸出金等のリスクアセットを踏まえ、更なる自己資本の充実が必要であると判断し、本新株予約権無償割当てを実施することといたしました。

当行は、自己資本の充実による財務基盤の強化、収益機会の拡大を図り、利益計画の着実な遂行による内部留保の蓄積とともに、適切なコア資本の確保を図ってまいります。

(2) 本資金調達方法を選択した理由

当行は、今回の資金調達に際して、既存株主の皆様への利益保護を実現させるべく、また当行が非上場会社であることも踏まえ、資金調達の方法を検討いたしました。

非上場会社である当行においては、平成28年7月、平成29年3月にそれぞれ優先株式の第三者割当増資、平成29年7月には普通株式の第三者割当増資を実施しており、今回の資金調達においても第三者割当増資を選択肢の一つとして検討いたしました。今回は既存株主の皆様に対して原則として平等に新株予

約権を割り当て、株主の皆様の自由な判断で権利行使を行っていただくことにより、既存株式の希薄化を回避する機会を確保することが重要と考えて、本新株予約権無償割当てを選択することといたしました。

3. 調達する資金の額及び使途

(1) 調達する資金の額（見込み）

払込金額の総額	50,453,442,486 円
発行諸費用の概算額	250,000,000 円
差引手取概算額	50,203,442,486 円

- (注) 1. 上記払込金額の総額は、本新株予約権が全て行使されたと仮定した場合の金額であり、平成 29 年 12 月 4 日現在の当行の発行済普通株式総数（当行が保有する当行普通株式数を除きます。）を基準として算出した見込額です。
2. 発行諸費用の概算額は、登記費用、アドバイザー費用、証券代行事務手数料、目論見書発送に係る費用等であります。なお、消費税等は含まれておりません。
3. 本新株予約権の行使期間内に本新株予約権の全部又は一部について行使が行われない場合には、払込金額の総額、発行諸費用の概算額及び差引手取概算額は上記に記載の金額よりも減少します。

(2) 調達資金の使途

上記差引手取概算額 50,203,442,486 円は、山口県を中心とした地元の個人及び事業者のお客さまへの資金需要に積極的に対応していくため、平成 30 年 3 月期及び平成 31 年 3 月期において、運転資金として貸出金等に充当する予定です。なお、本新株予約権の行使期間内に本新株予約権の全部又は一部について行使が行われない場合には、差引手取概算額は上記に記載の金額よりも減少しますが、その場合も手取金の使途に変更はない予定です。

4. 発行条件の合理性

本新株予約権無償割当てに際して、本新株予約権の割当てを受けた株主の皆様の権利行使の状況によっては、当行が想定している調達額を下回る可能性があることから、できるだけ多くの株主の皆様に権利行使を行っていただけるよう、平成 29 年 9 月 30 日時点における当行の連結 BPS よりディスカウントした価額を行使価額として本新株予約権を発行することといたしました。一方で、本新株予約権については、権利行使期間内に行使されない場合には当該期間の満了により本新株予約権が消滅するため、既存株主様が本新株予約権を行使しなかった場合に被る経済的な不利益について配慮し、過去に他社で発行された株主割当新株予約権の行使価額と比較し、ディスカウント率を抑えました。

その結果、(1)本新株予約権の行使に際して払込みをなすべき当行普通株式 1 株当たりの行使価額は、平成 29 年 9 月 30 日時点における当行の連結 BPS である 530 円 39 銭に 0.922 を乗じた金額（1 円未満の端数は切捨て）である 489 円とし、(2)当行の現在の発行可能株式総数（授權枠）等を勘案した上で、本新株予約権 1 個の行使により得られる当行普通株式の数を 1 株と定め、(3)本新株予約権の行使期間については、約 2 ヶ月間としており株主の皆様が本新株予約権の権利行使について判断を下すのに十分な期間を設定しております。

このように、本新株予約権無償割当てにおいては、行使価額の算定に際して当行の連結 BPS という客観的指標を基準に定めるとともに、上記の理由に基づき本新株予約権 1 個の行使により発行される普通株式の数及び行使期間を定めていることから、発行条件は合理的であるものと考えております。

5. 本新株予約権の行使について

本新株予約権は、株主の皆様において何らの申込み手続を要することなく、また、新たな払込みを要することなく、割り当てられることとなります。本新株予約権が割り当てられた株主の皆様におかれましては、本新株予約権の行使による当行普通株式の取得を行うか否かの投資判断を行っていただくこととなります。

本新株予約権に関する割当通知書が、基準日である平成 29 年 12 月 31 日における当行の最終の株主名簿に記載又は記録された当行以外の当行普通株主に対して、当行の株主名簿管理人であるみずほ信託銀行株式会社

から事前にご登録いただいている住所宛に届く予定（平成30年1月29日頃に発送予定）ですので、本新株予約権の行使を希望する場合には、当該割当通知書及び同封されている行使手続に関する書類に従って払込み等のお手続を行ってください。

一方で、本新株予約権の行使を希望しない場合には、上記の割当通知書等を受領した後に何らの手続を行っていただく必要はございません。

6. 四半期報告書の開示予定

当行は、本新株予約権の行使期間中である平成30年2月9日頃を目途に、第110期第3四半期報告書（平成29年10月1日から平成29年12月31日まで）を中国財務局長に提出する予定であります。

7. 行使結果の公表方法

本新株予約権の行使結果につきましては、平成30年3月26日に当行プレスリリースにて公表する予定です。

8. 潜在株式による希薄化情報

平成29年12月4日現在における当行の自己株式を除く発行済普通株式総数は103,176,774株であります。本新株予約権無償割当てにおいては、当行普通株式1株に対し1個の新株予約権が発行されることから、現在における発行済普通株式総数と同数である103,176,774個が、現時点における本新株予約権無償割当てによって発行される新株予約権の総数の見込み数となります。

なお、本新株予約権無償割当ての基準日である平成29年12月31日までに、当行が自己株式を取得した場合には、本新株予約権無償割当てによって発行される新株予約権の総数は減少することとなります。

従いまして、本新株予約権の1個当たりの交付株式数を1株とする本新株予約権が全て行使された場合に発行される当行普通株式数の見込み数は103,176,774株となり、平成29年12月4日現在における発行済普通株式総数に対する本新株予約権に係る潜在株式数の比率は100.0%となります。

【平成30年3月期 配当予想の修正について】

1. 修正の内容

	1株当たり年間配当金		
	第2四半期末	期末	合計
前回予想 (平成29年5月11日公表)	円 銭 0.00	円 銭 5.00	円 銭 5.00
今回修正予想	0.00	7.50	7.50
当期実績			
前期実績 (平成29年3月期)	0.00	7.00	7.00

(注) 上記「修正の内容」は、普通株式に係るものであります。

2. 配当予想修正の理由

今次予定する「普通株主に対する新株予約権（非上場型）の無償割当て」は既存の普通株主の皆様へに平等な投資機会を提供すること、及び株主の皆様へに自由な判断で権利行使を行っていただくことにより、既存株式の希薄化を回避する機会を確保することを目的の一つとしております。しかし一方で、本新株予約権は非上場型であることから新株予約権自体の売買は想定しておらず、これを行わない普通株主の皆様にとっては既存株式の希薄化を免れないものとなっております。

かかる状況の下、当行は「普通株主に対する新株予約権（非上場型）の無償割当て」と共に既存の普通株主の皆様に対する株主還元策について検討いたしました。当行は従来より、公共性の高い金融機関である特性を考慮し、長期にわたり安定的な経営基盤を確保するとともに、配当につきましても安定的に継続することを基本方針としておりますが、平成30年3月期第2四半期における当行の業績につきましては、貸出金残高が順調

に推移していること等の要因により、連結経常収益は前年同期比 19 億 57 百万円 (14.7%) 増収の 152 億 9 百万円、連結経常利益は前年同期比 13 億 60 百万円 (53.7%) 増益の 38 億 93 百万円、親会社株主に帰属する中間純利益は前年同期比 9 億 56 百万円 (58.1%) 増益の 26 億 1 百万円となり、前年同期と比較し、増収増益となっております。

かかる当行の基本方針及び足許業績の推移も鑑みた結果、配当予想を修正することとし、普通株式に係る期末配当金の予想を前回予想の 1 株当たり 5 円 00 銭から 7 円 50 銭 (2 円 50 銭増配) とさせていただくことといたしました。

以 上

株式会社西京銀行第1回新株予約権
発行要項

1. 新株予約権の名称 株式会社西京銀行第1回新株予約権（以下「本新株予約権」という。）
2. 新株予約権の総数
基準日（第4項で定義される。以下同じ。）における当行の発行済普通株式総数から同日において当行が保有する当行普通株式数を控除した数とする。
3. 割当方法
会社法第277条の規定による新株予約権無償割当ての方法による。基準日における当行の最終の株主名簿に記載又は記録された当行以外の当行普通株式の株主（以下「普通株主」という。）に対し、その保有する当行普通株式1株につき、1個の割合をもって、本新株予約権を割り当てる（以下「本新株予約権無償割当て」という。）。
4. 基準日 平成29年12月31日（以下「基準日」という。）
5. 新株予約権の割当てが効力を発生する日
平成30年1月17日（以下「効力発生日」という。）
6. 新株予約権の目的である株式の種類及び数
本新株予約権の目的である株式の種類は当行普通株式とし、本新株予約権の行使により当行普通株式を新たに発行又はこれに代えて当行が保有する当行普通株式を処分（以下、当行普通株式の発行又は処分を「交付」という。）する数は、基準日における当行の最終の株主名簿に記載又は記録された当行各株主の保有する普通株式の総数（ただし、自己株式の数を除く。）に1を乗じた数とする。（本新株予約権1個の目的である株式の数（以下「交付株式数」という。）は1株とする。）
ただし、本項第①号によって、交付株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である普通株式の総数は調整後交付株式数に応じて調整されるものとする。
①当行が第10項の規定に従い行使価額（第9項で定義される。）の調整を行う場合には、交付株式数は次の算式によって調整されるものとする。
$$\text{調整後交付株式数} = \frac{\text{調整前交付株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

上記算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第10項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。
②前号の調整は、当該時点において未行使の本新株予約権に係る交付株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。
③調整後交付株式数の適用日は、当該調整事由に係る第10項第②号及び第⑤号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。
④本項に定めるところにより交付株式数の調整を行うときは、当行は、あらかじめ書面によりその旨並びにその理由、調整前交付株式数、調整後交付株式数及びその適用の日その他必要な事項を、適用の日の前日までに本新株予約権者に通知する。ただし、適用の日の前日までに上記の通知を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。
7. 新株予約権の行使期間
本新株予約権者は、平成30年1月29日から平成30年3月23日までの間（以下「行使期間」という。）、いつでも本新株予約権の行使を請求することができる。ただし、行使期間の最終日が当行の株主名簿管理人（会社法第123条に定める株主名簿管理人をいい、以下同じ。）の営業日でない場合は、その前営業日を最終日とする。

8. 新株予約権の行使の条件

- ① 1個の本新株予約権をさらに分割して行使することはできないものとする。
- ② 本新株予約権者が複数個の本新株予約権を保有する場合、本新株予約権者はその保有する本新株予約権の全部又は一部を行使することができる。ただし、本新株予約権者がその保有する複数個の本新株予約権の一部のみ行使した場合、当該行使時点をもって、未行使の本新株予約権全部を放棄したものとみなし、未行使の当該本新株予約権は、当該行使時点後一切行使ができなくなるものとする。
- ③ 行使を行った後の保有株式数が1,000株単位とならない場合、当該1,000株未満の株式は単元未満株式となり、議決権が制限される。なお、単元未満株主は、当行株式に関して以下のいずれかの請求を行うことができる。
 - (i) 当行に対し、会社法第192条に基づいてその保有する単元未満株式を買い取ることを請求し、これを売却することができる。
 - (ii) 当行に対し、会社法第194条第1項及び当行の定款の規定に基づいてその保有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求し、これを買い増すことができる。

9. 新株予約権の行使に際して出資される財産及びその価額

- ① 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、次号に定める行使価額に交付株式数を乗じた額とする。
- ② 各本新株予約権の行使により当行が当行普通株式を交付する場合における株式1株当たりの出資される財産の価額（以下「行使価額」という。）は、489円とする。ただし、第10項の定めるところに従い調整されるものとする。

10. 行使価額の調整

- ① 当行は、本新株予約権の発行後、本項第②号に掲げる各事由により当行の発行済普通株式総数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{交付株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{交付株式数}}$$

- ② 行使価額調整式により本新株予約権の行使価額の調整を行う場合及びその調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- (i) 本項第④号(ii)に定める時価を下回る払込金額をもって当行普通株式を交付する場合（ただし、当行の発行した取得請求権付株式若しくは取得条項付株式の取得と引換えに交付する場合又は当行普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券若しくは権利の請求又は行使による場合を除く。）

調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間が設けられているときは当該払込期間の最終日とする。）の翌日以降、また、当行普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降、これを適用する。

- (ii) 株式分割又は無償割当てにより当行普通株式を発行する場合

調整後行使価額は、当行普通株式の株式分割のための基準日の翌日以降、当行普通株式の無償割当てについて普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその翌日以降、また当行普通株式の無償割当てについて当行普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がない場合又は株主（普通株主を除く。）に当行普通株式の無償割当てをする場合は当該割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。

- ③ 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる限りは、行使価額の調整はこれを行わない。ただし、その後の行使価額の調整を必要とする事由が発

生し行使価額を算出する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差引いた額を使用する。

- ④ (i) 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第 2 位まで算出し、小数第 2 位を切り捨てる。
- (ii) 行使価額調整式で使用する時価は、(イ) 当行の普通株式が上場等をしている場合は、調整後行使価額を適用する日に先立つ 5 連続取引日（終値が算出されない日を除く。）の終値の平均値（平均値の計算は円位未満小数第 1 位まで算出し、その小数第 1 位を切り捨てる。）とし、(ロ) 当行の普通株式が上場等をしていない場合は、調整後行使価額を適用する日の前四半期末時点における連結 BPS とする。
- なお、連結 BPS とは、1 株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針第 35 項に従い、直近の継続開示書類（直近の当行の有価証券報告書、半期報告書又は四半期報告書（連結 BPS に関するこれらの訂正報告書を含む。））に記載の連結財務諸表における連結貸借対照表の純資産の部の合計額から、優先株式に係る払込金額及び配当、新株予約権、非支配株主持分等を控除したものを、普通株式に係る純資産額として計算した 1 株当たり純資産額（円位未満小数第 1 位まで算出し、その小数第 1 位を切り捨てる。）とする。
- (iii) 行使価額調整式で使用する既発行株式数は、基準日がある場合はその日、基準日がない場合は、調整後行使価額を適用する日の 1 か月前の日における当行の発行済普通株式総数から、当該日における当行の保有する当行普通株式数を控除した数とする。また、本項第②号(ii)の基準日における当行の保有する当行普通株式に割り当てられる当行普通株式数を含まないものとする。
- ⑤ 本項第②号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当行は、必要な行使価額の調整を行う。
- (i) 株式の併合、当行を存続会社とする合併、当行を承継会社とする吸収分割、当行を完全親会社とする株式交換のために行使価額の調整を必要とするとき。
- (ii) その他当行の発行済普通株式総数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
- (iii) 行使価額を調整すべき事由が 2 つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- ⑥ 本項に定めるところにより行使価額の調整を行うときは、当行は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用の日その他必要な事項を適用の日の前日までに本新株予約権者に通知する。ただし、適用の日の前日までに上記の通知を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。

11. 本新株予約権の行使請求及び払込みの方法

- ① 本新株予約権を行使しようとする本新株予約権者は、当行の定める行使請求書（以下「行使請求書」という。）に、行使請求しようとする本新株予約権の内容及び数を表示し、請求年月日等を記載してこれに記名捺印した上、行使期間中に第 17 項に定める行使請求受付場所に提出しなければならない。
- ② 本新株予約権を行使しようとする場合は、行使請求書の提出に加えて、本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額を第 18 項に定める払込取扱場所の当行が指定する口座に振込むものとする。
- ③ 第 17 項に定める行使請求受付場所に対し行使に要する書類を提出したものは、その後これを撤回することはできない。

12. 本新株予約権の行使請求の効力発生時期

行使請求の効力は、本新株予約権の行使請求に要する書類の全部が第 17 項に定める行使請求受付場所に到着し、かつ当該新株予約権の行使に際して出資される金銭の全額の入金が確認された日、又は本新株予約権を行使する日として行使請求書に記載された日のいずれか遅い日に発生する。

13. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

- ① 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条第 1 項の規定に従って算出された資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じる場合は、その端数を切り上げた金額とする。

②本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は前号記載の資本金等増加限度額から前号記載の増加する資本金の額を減じた額とする。

14. 自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件

当行は、以下の各号につき当行の株主総会（株主総会が不要となる場合には、当行取締役会）で承認された場合、会社法第 273 条第 2 項及び第 3 項の規定に従って通知又は公告した上で、その時点において残存する新株予約権の全部を無償で取得することができる。

①当行が消滅会社となる合併契約承認の議案

②当行が分割会社となる分割契約又は分割計画承認の議案

③当行が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案

④当行の発行する全部の株式の内容として、譲渡による当該株式の取得について、当行の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

⑤新株予約権の目的である種類の株式の内容として、譲渡による当該種類の株式の取得について、当行の承認を要すること又は当該種類の株式について当行が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

15. 本新株予約権証券の発行

当行は、本新株予約権については新株予約権証券を発行しない。

16. 本新株予約権の譲渡制限

本新株予約権を譲渡するときは、当行取締役会の承認を要するものとする。

17. 行使請求受付場所 株式会社西京銀行

18. 払込取扱場所 株式会社西京銀行 本店

19. 米国居住株主による本新株予約権の行使について

米国居住株主（1933 年米国証券法 (U. S. Securities Act of 1933) ルール 800 に定義する「U. S. holder」を意味する。）は、本新株予約権を行使することができない。

20. その他

①会社法その他の法律の改正等、本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当行は必要な措置を講じる。

②前各項については、金融商品取引法に基づく有価証券届出書の効力発生を条件とする。

③上記に定めるもののほか、本新株予約権の発行に関し必要な事項の決定は取締役頭取に一任する。

以 上